



平成30年10月30日

各位

会社名 株式会社銚子丸
代表者名 代表取締役社長 石田 満
(JASDAQ・コード3075)
問合せ先 取締役管理本部長 仁科 善生
電 話 043-350-1266

株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更及び配当予想の修正
並びに株主優待制度の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更及び配当予想の修正並びに株主優待制度の一部変更を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

平成30年11月15日(木曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式の分割前の発行済株式総数	2,903,600 株
今回の分割により増加する株式数	11,614,400 株
株式の分割後の発行済株式総数	14,518,000 株
株式の分割後の発行可能株式総数	54,000,000 株

③分割の日程

基準日公告日	平成30年10月31日(水曜日)
基準日	平成30年11月15日(木曜日)
効力発生日	平成30年11月16日(金曜日)

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 11 月 16 日をもって当社の定款第 5 条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,080 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>54,000,000 株</u> とする。

(3) 日程

定款変更の効力発生日 平成 30 年 11 月 16 日 (金曜日)

3. 配当予想の修正について

今回普通株式 1 株を 5 株に分割することに伴い、平成 30 年 6 月 28 日付で開示いたしました「平成 30 年 5 月期 決算短信」に記載の平成 31 年 5 月期の 1 株当たり配当予想額を以下のとおり修正いたします。

基準日	1 株当たり配当金		
	第 2 四半期末	期 末	年 間
前回予想 (平成 30 年 6 月 28 日発表)	0 円 00 銭	30 円 00 銭	30 円 00 銭
今回修正予想	0 円 00 銭	6 円 00 銭	6 円 00 銭
当期実績	—	—	—
前期実績 (平成 30 年 5 月期)	0 円 00 銭	30 円 00 銭	30 円 00 銭

(注) 今回の配当予想の修正は、株式分割による発行済株式総数の増加に伴う 1 株当たりの配当予想の修正であるため、平成 30 年 6 月 28 日に公表いたしました 1 株当たりの期末配当予想及び通期予想の 30 円に、実質的な変更はございません。

4. 株主優待制度の変更

(1) 変更の理由

当社では中間（毎年11月15日時点）および期末（毎年5月15日時点）の株主名簿に記載又は記録された株主様に対し、その所有株式数に応じて、株主優待券をお届けしております。

株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、事業内容をより一層ご理解いただき、当社株式の魅力を高め、多くの方々に当社株式を中長期的に保有していただくことを目的として、株主優待制度を実施させて頂いておりますが、今回の株式分割に伴い、株主優待制度の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更部分を示します。）

現行（平成30年11月15日時点株主）		変更後（平成31年5月15日時点株主）		備考
対象となる株主様	株主優待内容 （中間・期末の年2回）	対象となる株主様	株主優待内容 （中間・期末の年2回）	
—	—	<u>100株以上</u> <u>500株未満</u>	<u>500円相当の自社優待券</u> <u>（注2）</u>	新設
<u>100株以上</u> <u>200株未満</u>	2,500円相当の自社優待券 （注2）	<u>500株以上</u> <u>1,000株未満</u>	2,500円相当の自社優待券 （注2）	株数変更
<u>200株以上</u>	5,000円相当の自社優待券 （注2）	<u>1,000株以上</u>	5,000円相当の自社優待券 （注2）	株数変更

- （注）1. ご飲食代金の支払いとして、現金・クレジットカードとの併用又は優待券のみのご利用ができます。なお、支払額が優待券の券面額を下回る場合には、お釣りはございません。
2. 自社店舗におけるご飲食が不可能な株主様のうち500株（分割前100株）以上保有の株主様に対しては、お申出により優待券全てとの引き換えに自社特選品を送付いたします。なお、今回新たに単元株主となる100株以上500株未満の株主様に対しては、自社特選品との引き換えはございません。

(3) 変更の時期

株式分割の効力発生日が平成30年11月16日となることから、平成31年5月15日時点の株主名簿に記載または記録された100株（1単元）以上を保有されている株主様より開始いたします。

以上